

(別紙様式 2)

## 普及指導員調査研究報告書

課題名： 美祢市長田地区における広域集落営農法人設立に向けた支援

所属名： 美祢農林水産事務所

担当者氏名： 芦沢宏之・出穂美和・小山幸恵

### <活動事例の要旨>

当該地区では、将来の営農継続に向け、既存法人の高齢化や農地条件の悪化を背景として、複数集落が連携した新たな集落営農法人の設立機運が高まり、令和6年に設立準備委員会が発足した。令和7年度は、法人設立に必要な組織運営・農地集積・経営の各要素を具体化する重要な年度となり、これらの3分科会を中心に検討が進展した。

組織面では、株式形態や議決権の扱いを整理し、発起人出資方式による株式会社設立を決定するなど、法人の基本構造が明確化した。営農面では、水稲・麦・大豆を基軸とした体系の検討に加え、麦配分の不確実性や隣接法人の運営状況を踏まえた栽培体系の検討が進んだ。また、作業オペレーターの確保と配置計画、業務委託方式を踏まえた作業体制の整理など、実務運営に関わる課題の具体化も図られた。

さらに、圃場整備事業に向けた集落担当者の選出や制度理解の促進、営農管理ソフトの導入方針整理など、法人運営の基盤強化が進みつつある。これらにより、新法人設立に必要な骨格が概ね整備され、令和8年度には最終的な合意形成実施計画の確定に向けた段階へ移行する基盤が形成された。

## 1 普及活動の課題・目標

### (1) 課題の背景と目的

長田地区では、既存の農事組合法人の構成員の高齢化や、ほ場条件の悪化によって、将来の営農継続に大きな不安が生じていた。また周辺集落では水稲中心の個別経営が多く、担い手不足が急速に進行していた。こうした地域全体の共通課題を解決し、農地と営農体制を持続的に維持するために、複数集落が連携した新たな集落営農法人の設立機運が高まり、令和6年8月に設立準備委員会が立ち上がった。

準備委員会では、令和9年からの経営開始を目指し、組織形態、農地再編、経営内容などを3つの分科会で検討が進めてきていた。

そこで、地域の将来像を共有して、新法人の事業構造を具体化するとともに、集落説明会が実施できるレベルまで検討内容を整理し、更には地域内合意が得られるよう支援していくことが求められた

#### 【到達目標】

- ・新法人の運営方法及びの確定
- ・新法人設立合意

## 2 普及活動の内容

### (1) 第I分化会活動支援

農業経営支援センターによる専門家派遣事業を活用し、質問事項を事前聴取するなどしつつ司法書士からは定款構成、株式制度・既存法人との関係整理など、「法人の枠組み（制度設計）」に関する課題に関する整理を行った。税理士からは、役員報酬・税務・会計処理・株式評価など、「法人運営の実務面（会計・税務）」について具体的な助言を受けた。

また、組織構成や収支計画素案、水利組合との関係性などの整理や、集落説明会資料作成を支援した。

## (2) 第Ⅱ分科会

集積対象農地に関する事前調査やほ場整備事業の希望聴取などは地元主体で行われた。農業部は、新法人の将来計画とほ場整備事業との整合が図り易くなるよう、農村整備部との情報共有も遅滞なく行うよう留意した。

## (3) 第Ⅲ分科会活動支援

営農体系（米・麦・大豆・野菜）による収支試算、作業体系案の検討を支援。途中、小麦栽培面積配分不可を受け、大豆・野菜・ソルゴの輪作体系への転換に関し、機械導入計画に関して時期尚早などの意見を出し、全体的な見直しを支援した。

新法人における作業従事可能者を確保していくための調査様式を提供し、麦や大豆作業（補助含む）に参画できる者の事前確保を図る方向で修正した。

分科会リーダーらが中心なり、ほ場別作付け計画や各ほ場の作業オペレーターの張り付け案作成を支援。ただし、水稻の品種構成のうち、経営開始初年目に初めて栽培予定の「にじのきらめき」に関し、事前研修などの提案を行った。

また、水稻栽培に関しては水系ごとに4ブロック体制で管理していく方針案がリーダーより示されたことから、適期管理による安定生産に向けた体制の構築が必要であるとし、更なる検討を促すなどした。

## (4) 全体会議

各分科会で検討決定された事項については、準備委員全体会議で説明のうえ共有される仕組みであり、各事項の補足などを実施した。



準備委員会全体会議風景



集積対象農地の貼付案検討状況

## 3 普及活動の成果

### (1) 第Ⅰ分科会

- ・普通株式・無議決権株式の検討を進め、発起人設立方式へ変更する方針を全体会議で決定
- ・司法書士・税理士からの助言により、定款構成、株式制度、役員報酬、会計処理、税務上の留意点が整理された
- ・新法人では「オペに作業を委託し、年1回の委託費支払い」とする運営方針が確認された

## (2) 第Ⅱ分科会

- ・ほ場整備に関する地元と関係機関による検討の場の調整により、ほ場整備事業推進協議会が立ち上げることに繋がった。

## (3) 第Ⅲ分科会

- ・調査票の改訂と調査実施により、水稻栽培管理オペ 20 名や麦大豆関連作業出役可能者の確保が見込めるようになった。特に、集落間をまたいで出役可能な者の確認が広域法人にとって重要な人的資源として確認できて良かった。
- ・分科会リーダー及びサブリーダーが中心となって作成した収支試算により、当所集積予定農地約 56ha で主に水稻作を栽培することによって、収益が見込める状況計画書素案が出来た。
- ・隣接法人（農）Mとの連携課題が明確となり、麦大豆栽培に関しては自立型運営の検討に移行する必要があることがわかった。

## 4 今後の普及活動に向けて

第1分科会で検討し、全体会議で説明のうえ一応承認された『委託方式』について、枠組みは共有されたものの、委託費の支払いや補助作業員の取扱いなど、運用細部が未確定なため、継続検討のうえR8年度第1四半期中に確定させるよう支援する。

第Ⅲ分科会における残された課題は以下のとおりで、これらを踏まえ、令和8年8月には、作付け体系とこれに基づく収支計画までは確定するよう支援する。

### ○麦・大豆を中心とした畑作体系の再構築

- ・R10年産はだか麦で1~2haの配分可能性があることと、分科会サブリーダーE氏がこれまで栽培している白ネギやキャベツ等を組み入れた営農体系を再構築する必要。
- ・麦、大豆専用機械導入は経営開始当初の規模では非効率であることから、各オペレーターが使用する水稻関連機械も含め、効果的な導入時期や規模についての検討が必要。
- ・大豆（麦）・野菜・ソルゴーの輪作体系は示されているが、土地利用率が低く計画の練り直しが必要。

### ○水稻栽培関連の再構築

- ・「にじのきらめき」29haの作付けに関しては、移植期を2期に分けるなど必要であるが、いずれにせよ他品種の収穫期と重なる（作業が連続する）可能性が大。各オペレーター所有機械の機械能力と人員体制面で適期収穫が可能となるような、栽培規模について調整が必要。
- ・水系別の作業管理体制については、各ブロックで用排水条件や機械能力を踏まえたシミュレーションなどの助言でより精密に行えるよう準備必要。また、ブロック間の作業情報共有や調整手法など、実際の管理体制について検討が必要。
- ・ザルビオフィールドマネージャを活用する予定ではあるが、具体的な運用方法は未定のため、R8はシステム内容や利用実態に関する研修を行うことで、習熟度を上げ、段階的に普及していくことが必要。